

令和8年度京都若者ライフデザイン推進事業（仕事と育児の両立体験プログラム）業務委託  
仕様書

**1 業務名**

令和8年度京都若者ライフデザイン推進事業（仕事と育児の両立体験プログラム）業務

**2 契約期間**

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**3 趣旨**

大学生等が仕事だけでなく、結婚や家庭、子育て等を含めたトータルの人生設計（以下「ライフデザイン」という。）に対し、希望を持って描くことができるよう、将来のライフイベントについて考える機会を提供することを目的とする。

**4 業務内容**

**（1）業務の企画に関すること**

令和8年度京都若者ライフデザイン推進事業（仕事と育児の両立体験プログラム）業務（以下「本事業」という。）においては、大学生等が「京都で働きながら子どもを生み育てる」ことを体験的に学び、それを踏まえて自らのライフデザインを考える「仕事と育児の両立体験プログラム」（以下「体験プログラム」という。）を実施する。

なお、以下（2）に定める業務を効果的に実施するため、次の内容について、受託者において提案を行い、京都府と調整した上で実施すること。

ア 職業キャリアと合わせ、結婚や妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントを踏まえて、多様な選択肢の中から自らライフデザインを考える機会となる内容とすること。

イ 大学生等が、自らの希望する将来像を具体的にイメージするために役立つ情報を提供すること。その際、行政機関（京都府及び京都府内市町村等）の取組や支援状況なども大学生等に発信すること。

ウ 大学生等が、結婚や家庭、子育てなどに対する不安を解消し、ポジティブなイメージを持って、楽しみながらライフデザインについて考えることができるような内容とすること。その際、大学生等が自らのライフデザインを考え、作成するような内容も含むこと。

エ 子育てしやすい職場環境づくりや誰もが働きやすい職場風土づくりなどに取り組む京都府企業の紹介をすること。

**（2）訪問体験プログラム**

訪問体験プログラムにおいては、大学生等が共働き家庭を訪問するなど、子どもとの交流や触れ合い、仕事と育児に関する意見交換を行うとともに、参加者間の気づきの共有等を通じて、自らのライフデザインについて考える機会が得られるようにすること。

なお、下記の点を踏まえて内容や手法は業者による提案によるものとする。

#### ア 参加学生等の募集

参加学生等の募集は、大学コンソーシアム京都や京都ジョブパーク、大学等と連携するとともに、SNS等を活用して行うこと。

#### イ 受入家庭の募集

参加者の家庭訪問等を受け入れる家庭については、京都府内在住又は京都府内勤務（保護者のうち一人でも可）の共働き家庭で、原則として小学校3年生以下の子どもがいる家庭を対象とすること。

なお、受入体制の構築に当たっては、受入先へのヒアリングや家庭への訪問、ガイダンス、参加学生との顔合わせ等を行うなど、安全かつ効果的に実施できる体制とすること。

#### ウ 府内企業の連携

参加学生等がより効果的に仕事と育児について学べるよう、企業が実施するインターンの機会を活用するなど、府内企業と連携すること。

### (3) 効果測定の実施及び実施結果の取りまとめ・報告

ア 参加学生等に対し、アンケート等を実施し、参加学生等の気づきや参加前後の意識の変化などを確認する内容の効果測定を実施し、効果を取りまとめの上、報告すること。アンケート等は事前に京都府と協議・調整の上で作成し、受託者の負担により参加学生等へ配布し、終了時に回収すること。

イ 次年度以降の参加学生等や受入先の掘り起こしを進めるための啓発資料として、実施結果を取りまとめた報告書を作成し、広く周知を図るとともに、新たに実施を計画する企業や学校等へ情報提供を行うこと。

### (4) 留意事項

ア 本業務の遂行に当たり、大学コンソーシアム京都、京都ジョブパーク、大学等関係機関との関係構築に努め、京都府の指示の下に、関係機関と十分に協議及び連絡調整を行うこと。

イ 体験学習期間中の事故等に備えるため、受託者において大学生等の保険加入手続を行うとともに、保険費用については本業務で負担すること。

### (5) 数値目標

ア 協力企業数※ 20社

イ 参加者数 40名

ウ 結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合 80%

※「協力企業」とは、自社のインターンシップ等参加学生に対して体験プログラムへの参加を働きかける企業並びに自社の社員等の中から受入家庭を紹介する企業を指す。

## 5 その他

(1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整

わないときは、京都府の指示するところによるものとする。

- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (5) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (6) 本事業が完了したときは、京都府の定める方法により報告書を提出すること。
- (7) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (8) 本業務はこども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、京都府が受託者と協議して決定するものとする。